

**外国人の受入れ・秩序ある共生のための  
総合的対応策も踏まえた  
不動産ベース・レジストリの  
今後の方針について**

2026年3月

**デジタル庁**

# 本日議論いただきたいこと

## 背景：

前回会合では地図情報の整備について議論いただいたが、不動産ベース・レジストリについては、令和7年11月4日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議における高市内閣総理大臣からの指示を受けて策定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において、以下の検討を行うこととされた。

- ・ 国民に対して適切に公開すべき土地所有等情報を集約したデータベースとして不動産ベース・レジストリを整備し、行政機関や国民が適切にアクセスできる仕組みの構築を検討。（令和9年度以降）
- ・ 土地所有等情報のうち、国籍情報については、機微な情報でもあることから、アクセスできる行政機関等の職員の範囲を検討した上で、先行する法人ベース・レジストリにおける取扱いの整理も参考に、情報の取扱いの範囲の整理を行う。
- ・ 土地所有等情報に係る公開の方法についても、匿名化等の観点から、公開する地域の単位等について、丁寧な検討を行う。

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた対応策の検討それ自体は、内閣官房に設置された「外国人との秩序ある共生社会推進室」が担当しているところ、デジタル庁（及び法務省）としては、その対応策の実現に資するよう、仕組みが求められているところ。

## 本日議論いただきたい課題：

不動産ベース・レジストリを活用した土地所有等情報の実態把握・公開化の枠組み含めて、今後の不動産ベース・レジストリの方針について、議論いただきたい。

# 【参考】外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策【抜粋】

## 2 土地所有等情報の公開性確保

### i 現状と問題点

・不動産登記をはじめ、農地台帳、林地台帳等の土地関連データベースは、個々の法令に基づき運用されているため、土地の所有等に関する情報を一元的に管理する統合データベースは存在しない。このため、土地所有等情報を適切に公開・提供するための制度的な枠組みが十分に整備されていない。

### ii 実施中の施策

・令和9年度以降の提供を目指し、法務省が管理する不動産登記情報を基に行政機関等がオンラインでアクセスするための仕組み（不動産ベース・レジストリ）を検討中。

〔デジタル庁、法務省〕

### iii 今後の課題

・国民に対して適切に公開すべき土地所有等情報を集約したデータベースとして不動産ベース・レジストリを整備し、行政機関等や国民が適切にアクセスできる仕組みの構築を検討。（令和9年度以降）

・土地所有等情報のうち、国籍情報については、機微な情報でもあることから、アクセスできる行政機関等の職員の範囲を検討した上で、先行する法人ベース・レジストリにおける取扱いの整理も参考に、情報の取扱いの範囲の整理を行う。

・土地所有等情報に係る公開の方法についても、匿名化等の観点から、公開する地域の単位等について、丁寧な検討を行う。

〔内閣官房、デジタル庁、法務省〕

# 総合的対応策における対応方針（案）

【課題①】国民に対して適切に公開すべき土地所有等情報を集約したデータベースとして不動産ベース・レジストリを整備し、行政機関等や国民が適切にアクセスできる仕組みの構築を検討。（令和9年度以降）

→次ページの仕組みを検討

【課題②】土地所有等情報のうち、国籍情報については、機微な情報でもあることから、アクセスできる行政機関等の職員の範囲を検討した上で、先行する法人ベース・レジストリにおける取扱いの整理も参考に、情報の取扱いの範囲の整理を行う。

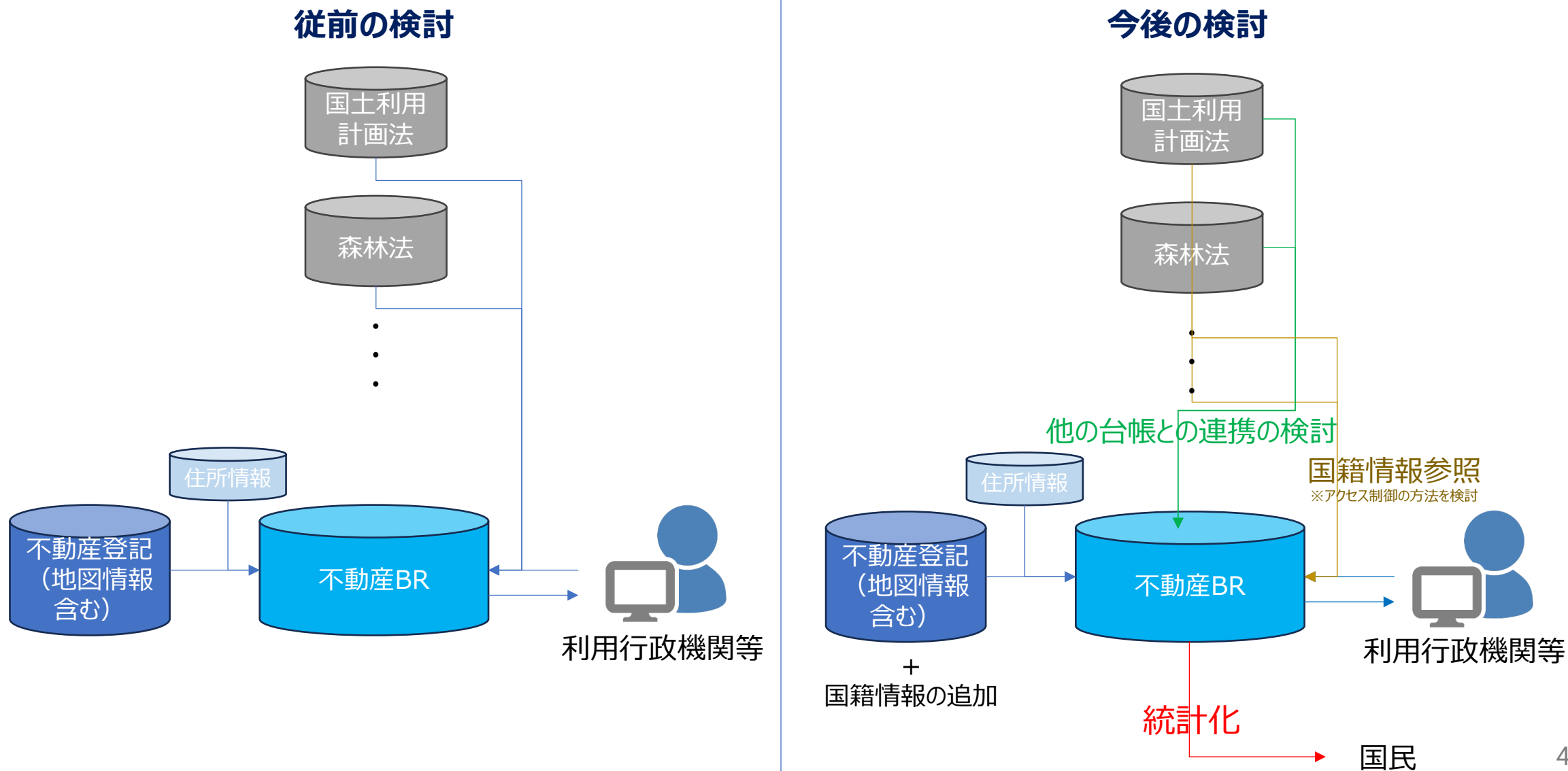
→不動産登記の内部情報として追加される国籍情報を取り扱うことが可能な範囲については、法令に基づき各行政機関が所管する手続において、申請人等に国籍の提出を義務付けている場合等、限定的とする。また、当該機関の保有する国籍情報についても不動産ベース・レジストリに集約できるよう検討する。

→登記情報と国籍情報の提供にあたっては、法人ベース・レジストリにおける商業・法人登記関係データベースと同様に、法務省において個人情報利用目的の変更等の対応を、デジタル庁において個人情報利用目的の策定等の対応をそれぞれ行う。

【課題③】土地所有等情報に係る公開の方法についても、匿名化等の観点から、公開する地域の単位等について、丁寧な検討を行う。

→国民への公表については、統計化を前提とする。

# 土地所有等情報の実態把握における 不動産ベース・レジストリの活用イメージ



# 参考 法人ベース・レジストリにおける個人情報の取扱い

- 法務省において利用目的の変更を実施し、デジタル庁において新たに個人情報ファイル簿を策定。

＜法務省における利用目的の変更＞  
以下の記載を追加。

公的基礎情報データベース整備改善計画に基づき、ベース・レジストリの整備のために、デジタル庁への登記情報の提供を行う



登記情報システム等  
法務省



＜デジタル庁における利用目的の特定＞  
以下のとおり特定。

公的基礎情報データベース整備改善計画に基づき、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善のために行政機関等に提供を行う。

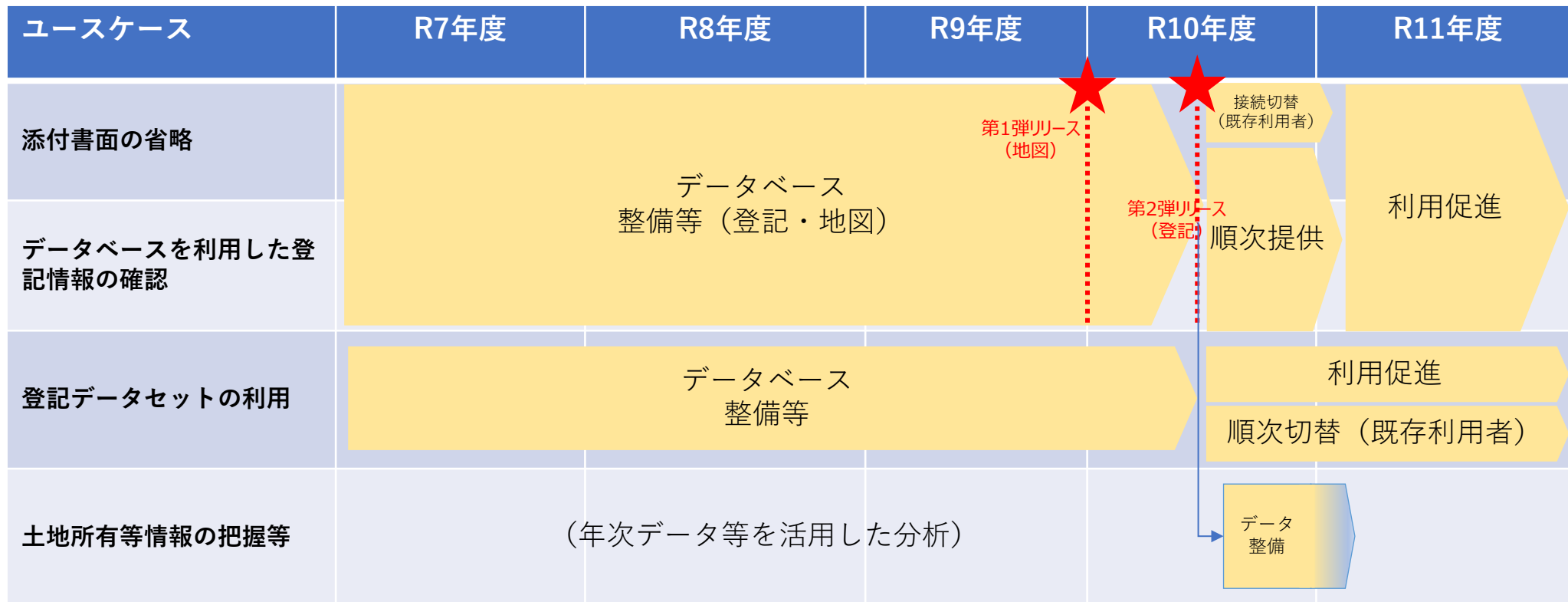


法人BR  
デジタル庁



利用行政機関

# 不動産ベース・レジストリ 整備・利用促進スケジュール イメージ



# 不動産ベース・レジストリの政策効果

- 地図情報及び各種図面情報についても、不動産登記情報と併せて整備を行うこととしたことから、政策効果を合算した。

年度	2028		2029		2030		2031		2032		合計
	国民	行政	国民	行政	国民	行政	国民	行政	国民	行政	
添付書面の省略	1.7億円	—	3.4億円	—	5.2億円	—	6.9億円	—	8.6億円	—	25.8億円
添付書面の省略（API）	—	—	—	2.1億円	—	4.2億円	—	6.2億円	—	8.3億円	20.8億円
データベースを利用した登記情報の確認	—	20.2億円	—	40.4億円	—	60.5億円	—	80.7億円	—	100.9億円	302.7億円
データベースを利用した登記情報の確認（地図情報及び各種図面情報）	—	4.0億円	—	7.9億円	—	11.9億円	—	15.8億円	—	19.8億円	59.4億円
計	1.7億円	24.2億円	3.4億円	50.4億円	5.2億円	76.6億円	6.9億円	102.7億円	8.6億円	129.0億円	408.7億円